

平成二十三年三月十五日受領  
答弁第一二二六号

内閣衆質一七七第一二六号

平成二十三年三月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出東北新幹線新青森（全線開業）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出東北新幹線新青森（全線開業）に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのような点について、国土交通省として評価は行っていないが、例えば、東北新幹線の営業主体である東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）によると、平成二十二年十二月から平成二十三年二月までの各月における東北新幹線八戸・新青森間の利用者数は、平成二十一年十二月から平成二十二年二月までの各月における東北線八戸・青森間の特急列車の利用者数と比較して、それぞれ二十四パーセント、三十七パーセント及び二十四パーセントの増加となっているとのことである。

二について

国土交通省においては、東北新幹線全線開業後に発生した輸送障害について、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）に基づき、その概要、原因、再発防止対策等についての届出をJR東日本から受けているところであり、JR東日本において、輸送障害の原因となった設備の改修等の再発防止対策を適切に講ずることが重要であると考えている。

三及び四について

御指摘の奥羽本線や青い森鉄道に係る取組を含め、鉄道の利便性の維持、向上等を図るための各種取組については、各鉄道事業者において、輸送需要の動向、収支採算性、地域の要望等を総合的に勘案して判断するべきものと認識しているが、国土交通省としても、青い森鉄道線の駅の設置に対して国庫補助を行う等、支援を行っているところである。

## 五について

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金等については、政府としては、平成二十二年九月二十四日の会計検査院の意見表示等も勘案しつつ、我が国の厳しい財政事情、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第二条の規定により二十四兆百六十六億円の日本国有鉄道清算事業団の債務を一般会計において承継したこと、利益剰余金等の由来、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第六条及び第八条の規定により設立された北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営自立支援等の鉄道路事業の活性化の推進等の重要性等を踏まえ、平成二十三年一月二十四日に内閣から国会に提出した平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案において、そのう

ち一兆二千億円を国庫納付することとともに、同年三月八日に内閣から国会に提出した日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案において、鉄道事業の活性化の推進等のために活用することとしており、国会に対し、これらの法案についての速やかな御審議及び御可決をお願いしてまいりたい。